

京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業費補助金に関するFAQ（令和8年2月25日時点）

No	業種	分類	質問	回答															
1	共通	補助要件	空調設備（新設）とは、どのような場合が補助対象となりますか。	令和7年12月18日以降に、新たにサービス事業者としての指定を受け、施設・事業所等を設置・運営し、空調設備を整備する場や、既存の施設・事業所内において、空調設備を整備していない部屋に新たに設置する場合があります。 (既に空調設備を整備している部屋に追加で設置する場合は増設となるため、対象となりません。)															
2	共通	補助要件	業務用冷蔵庫や冷凍庫、製氷機は補助の対象となりますか。 また、更新することによ台数や容量が増える場合、補助の対象となりますか。	業務用・家庭用に関わらず冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫は対象となります。また、製氷機も対象とします。 また、本補助金は原則として、更新する前の設備と同等の仕様のもので、既存設備1に対して更新設備1となる場合を対象とします。ただし、省エネ効果により更新前より消費電力が下がることを条件に、更新により台数や容量が増える場合も対象として認めます。 (例) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">既存設備</td> <td style="padding: 2px;">冷凍冷蔵庫 200ℓ 1台</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">更新設備</td> <td style="padding: 2px;">冷蔵庫 100ℓ 1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">冷凍庫 100ℓ 1台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">既存設備</td> <td style="padding: 2px;">冷凍冷蔵庫 200ℓ 1台</td> <td style="padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">更新設備</td> <td style="padding: 2px;">冷凍冷蔵庫 220ℓ 1台</td> </tr> </table>	既存設備	冷凍冷蔵庫 200ℓ 1台	→	更新設備	冷蔵庫 100ℓ 1台					冷凍庫 100ℓ 1台	既存設備	冷凍冷蔵庫 200ℓ 1台	→	更新設備	冷凍冷蔵庫 220ℓ 1台
既存設備	冷凍冷蔵庫 200ℓ 1台	→	更新設備	冷蔵庫 100ℓ 1台															
				冷凍庫 100ℓ 1台															
既存設備	冷凍冷蔵庫 200ℓ 1台	→	更新設備	冷凍冷蔵庫 220ℓ 1台															
3	共通	補助要件	空気清浄機は補助対象になりますか。	空調設備及び換気設備は施設に付帯する設備が対象となるため、移動可能な空気清浄機は補助の対象とはなりません。															
4	共通	補助要件	人感センサー付きLED照明は補助の対象となりますか。	人感センサーにより消費電力が下がることは省エネが図られるため対象となります。また、新たにLED化する際にLED照明と併せて人感センサー制御装置を設置する場合についても補助の対象となります。ただし、既に設置していたLED照明に新たに人感センサー制御装置のみ設置する場合は補助の対象とはなりません。															
5	共通	補助要件	設備や機器のリースは補助の対象となりますか。	対象となりません。															
6	共通	補助要件	作業環境改善のために、消費電力は上がるが性能の良い空調設備に更新したいのですが、補助の対象となりますか。	本補助金は、原油価格・物価高騰等が続く中、社会福祉施設等のコスト削減を推進することを目的として、施設の電力消費量を抑える等省エネ資する空調・換気設備の更新等を支援するためのものであり、作業環境改善のために性能の良い空調設備に更新することは本補助金の趣旨に沿わないため、補助の対象となりません。															
7	共通	補助要件	交付決定前に着手した事業は補助の対象となりますか。	令和7年12月18日以降で交付決定前に事業着手された場合でも補助の対象としておりますが、その場合は事前着手届をご提出ください。(ただし、事前着手届の提出は、補助金の採択を確約するものではありません)															
8	共通	補助要件	事業完了に伴う業者への支払いは令和8年9月末までに行う必要がありますか。	事業完了（機器の納品、設備の設置等）は令和8年9月末までに行っていただく必要があります。また、支払は令和8年10月末までに行ってください。															

9	共通	補助要件	令和8年9月末までに事業が完了する見込みがないのですが、この場合でも補助の対象となりますか。	補助の対象は令和8年9月末までに事業着手・完了した事業に限ります。
10	高齢	補助要件	特定施設入居者生活介護は補助対象となりますか。	特定施設入居者生活介護として補助対象とはならず、養護老人ホーム、軽費老人ホームとして補助対象となります。(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は補助対象にはなりません。)
11	保育	補助要件	認可外保育施設の居宅訪問型は補助対象となりますか。	当該事業は、保育等を提供する施設における設備等の整備に対して補助を行うもので、利用者の自宅等で保育等を行う居宅訪問型は補助対象にはなりません。
12	障害	補助額	多機能型事業所の場合の補助限度額の考え方について教えてください。	多機能型事業所として指定を受けている場合は、多機能型事業所としての合計定員が補助限度額の定員となります。 (例：生活介護 20 人、就労継続支援(B型)20 人、事業所全体の合計 40人⇒40人で補助限度額を計算(100万円+3万円×11人=133万円)) なお、サービス種別ごとに整備する設備・機器や設置場所等が異なる場合があったとしても、多機能型事業所として指定を受けている場合は、合計定員で補助限度額を計算します。
13	高齢・障害	補助額	短期入所サービス事業所の場合の補助限度額の考え方について教えてください。	入所施設・通所系事業所と同一所在地にある併設型・単独型の短期入所サービス事業所の場合は、入所施設・通所系事業所の定員と短期入所サービス事業所の定員の合計が補助限度額の定員となります。
14	共通	交付申請	法人で複数施設・事業所を運営している場合、施設・事業所ごとに申請できますか。	1法人1施設・事業所という制限は設けておりません。複数施設・事業所を運営されている場合は、交付要綱に定める施設・事業所ごとに申請いただくことが可能です。
15	障害	交付申請	従たる事業所がある場合、どのように申請すればよいですか。	1つの事業所として申請してください。定員数は主たる事業所と従たる事業所の合算を記載してください。
16	共通	交付申請	交付申請書に押印は必要となりますか。	交付申請書(別記第1号様式)に押印は必要ありません。ただし、口座振替依頼書(第1号様式-別紙3)に委任(口座名義人が法人代表者と異なる場合等)が必要な場合、委任者の押印が必要となります。
17	高齢	交付申請	事業所番号がない養護老人ホーム・軽費老人ホーム又は生活支援ハウスについて、事業所番号欄は空欄でよいですか。	事業所番号がない施設については空欄で御提出ください。
18	共通	交付申請	事前着手しており、工事完了済のため、更新前の設備の写真がありませんが、どのような書類を提出すればよいですか。	設備を設置していた位置が確認できる設置場所図面、更新前の設備機器の仕様が確認できる書類(カタログ、仕様書、取扱説明書等)を御提出ください。
19	共通	交付申請	冷蔵庫の更新と照明機器のLED化の2つの事業を実施予定で、冷蔵庫の更新は既に完了していますが、LED照明の工事は未着手です。この場合、事業計画書の着手時期と完了時期はどのように記入すればよいですか。	着手時期は着手が早い方の日付をご記入いただき、完了時期は着手が遅い方の事業完了日をご記入ください。

20	共通	交付申請 実績報告	交付申請書の既存設備の状況がわかる資料及び実績報告書の設備整備後の状況がわかる資料として、写真及び図面は両方とも提出する必要がありますか。	申請どおりに設備等を設置されたことを現地確認する代わりにご提出いただくもので、交付申請時及び実績報告時とも写真及び図面は必ず両方ともご提出ください。なお、具体的な提出方法は、募集要項及び交付申請書別紙00記入要領をご参照ください。
21	共通	実績報告	実績報告の提出書類一覧の中に領収書等の写しとありますが、領収書ではなく振込明細書でもよいですか。	支払日が確認できるのであれば振込明細書でも可とします。
22	共通	実績報告	実績報告の提出書類一覧の中に、設備等の購入及び設置工事に係る契約が確認できる書類（契約書等）の写しとありますが、契約書がない場合は納品書でもよいですか。	契約書等の写しや納品書等をご提出いただく趣旨は、補助金を適正に執行するために、本補助金の対象期間内（令和7年12月18日から令和8年9月30日に設備等の発注から納品及び設置工事までが完了したことを確認するものです。事業実施期間を確認できるように、契約書等の写しとともに納品書や工事完了書等「事業完了日」が確認できる書類を必ず提出してください。冷蔵庫やLED電球のみ設置等、工事を伴わないものは、納品書（事業完了日がわかるもの）をご提出ください。
23	共通	実績報告	交付決定前に事業を完了しているものについては、いつ実績報告をすればよいですか。	交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定日から起算して30日以内に実績報告を提出してください。
24	共通	事業変更・中止	申請をしましたが、事業内容が変更となりました。どのような手続きが必要ですか。	交付決定後は、原則として、補助対象となる設備等の機種・設置場所等を申請書記載のものから変更することはできません。なお、変更についてやむを得ない理由がある場合に限っては、変更交付申請書（別記第2号様式）によりあらかじめ変更申請を行い、京都府が変更を承認することがあります。ただし、当初予定していた設備・機器の納入が難しく、設備の型式等の変更（消費電力が予定していた設備・機器とほぼ同等の場合）を行う場合には、交付要綱第7条の「軽微な変更」として、変更申請までは不要とします。ただし、変更申請の要否については、事前に確認するようにしてください。
25	共通	事業変更・中止	申請をしましたが、事業が中止になりました。どのような手続きが必要ですか。	交付決定後に事業が中止した場合は、事業中止(廃止)承認申請書（別記第3号様式）をご提出ください。交付決定前に事業が中止した場合は、中止が判明した時点でご一報ください。